

令和3年3月18日

◎横山委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎横山委員長 御報告いたします。弘田委員から所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

《委員長報告取りまとめ》

◎横山委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第28号議案、第39号議案、第44号議案、第49号議案から第51号議案、第60号議案から第62号議案、第64号議案から第72号議案、第77号議案、報第1号議案、以上31件については、全会一致をもって、また、第1号議案、第52号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決又は承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。初めに総務部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、退職手当について、執行部から、令和3年度は定年退職者の人数が増えることなどから、前年度当初予算と比較して3億円余りの増額となっているとの説明がありました。

委員から、今後の退職者数の状況と退職手当に充当する退職手当債の活用について、中長期的にどのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、今後知事部局の退職者が増えてくる状況がある。退職手当債は地方交付税措置がないため、できれば活用したくはないところだが、当該年度の財源不足や基金残高を勘案し、将来の財政運営の平準化を見据えると、一定活用せざるを得ないと考えている。また、コロナ禍において、今後地方財政を取り巻く状況もさらに厳しくなってくると考えており、そういう場合には、国に対して退職手当債のさらなる延長ということも話していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、行政サービスデジタル化等推進委託料などデジタル化関連予算について、執行部から、全庁で共通利用する電子申請やRPAの運用経費などである。庁内のオンライン手続の対象業務を拡大するほか、電子申請システムの市町村との共同利用を開始して、県全体のオンライン化を促進するとともに、AI-OCRの導入などデジタル技術を活

用した業務の効率化などに取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、電子申請システムの共同利用について、参加予定の市町村はどの程度あるのか、また、今後、全ての市町村と連携することを目指していくのかとの質疑がありました。

執行部からは、現在25市町村と連携する予定である。全ての市町村との連携を目指し、市町村がシステムの導入にメリットを感じられるように丁寧な説明を行っていききたいとの説明がありました。

別の委員から、共同利用に当たっては、セキュリティーの確保が問題となる。特にヒューマンエラーの防止が大切だと思うが、どのような対応を考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、市町村に対してデジタル化を共に推進していこうと呼び掛けていくからには、人材育成やトレーニングといったソフト面についても、しっかりと支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和3年度高知県一般会計予算」に関連し、「令和3年度組織改正の概要」について、執行部から、予算編成と同様の考え方に基づいて体制を強化するものであるとの説明がありました。

委員から、総務部に新たに設置する政策調整担当理事の役割はどのようなものかとの質問がありました。

執行部からは、基本政策等の推進に当たっては部局横断的な事項が多いことから、県として政策をしっかりと推し進めるため、部局間の総合調整役として設置する。情報収集や課題の絞り込みなど部局間の調整を行うほか、部局長同士をつなぐ役割を担うものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計予算」のうち、地域教育振興支援事業費補助金について、執行部から、第2期教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の施策の基本方針を踏まえて、各市町村が自主的・主体的に推進する取組を教育版地域アクションプランとして位置づけ、児童生徒の知・徳・体の向上につながる取組に対して支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、市町村は主にどのようなことに取り組んでいるのか。また、市町村によって取組に温度差はないのかとの質疑がありました。

執行部からは、市町村が策定する計画では、不登校や特別な支援を要する児童生徒への支援、ICT活用のための支援員の配置などが多い。令和3年度も全市町村に支援を行う予定であり、それぞれ必要なニーズに対応できていると考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、各市町村が地域の特性に合わせた独自の取組を行うことも期待するが、県の方針に沿っただけのものとなっているのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、県として支援をする観点から、教育大綱等に沿った取組を基本としているが、市町村の計画はそれぞれの地域の実情に応じたものとなっており、それが申請に反映されているとの答弁がありました。

別の委員から、事業の実施に当たっては、市町村と綿密に連携を取りながら、進捗管理を行うことが重要であるとの意見がありました。

次に、幼保連携推進費について、執行部から、保育所・幼稚園等の組織力、実践力の向上を図り、就学前の教育・保育の質の向上と、小学校への円滑な接続を図るための経費である。保育所・幼稚園などで育んだ、子供の育ちや学びを円滑につなぐための保幼小の連携・接続に取り組むほか、親育ち支援の充実などに取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、ゼロ歳から6歳の幼児期は大切な時期である。この時期の保護者に対して、親としての自覚を促し、成長をサポートするための仕組みをつくり、働きかけていくことは非常に重要だと思うが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、コロナ禍もあり研修の実施は難しいところもあるが、保育所の送迎時などに保護者に声をかけ相談につなげるなど、研修に限らない取組について、好事例の収集を行っているところである。うまくいっている取組を他の園にも広げて対応していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、保育現場にいる保育士等とも連携し、保護者の子育てに対する自覚や意識の底上げができるよう、取り組んでもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、これまでも、就学前教育や保幼小の連携の重要性については指摘してきた。非常に大切なことなので、一貫性を持って継続的に取り組んでもらいたい、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、就学前教育の重要性はしっかりと認識している。平成29年には保育所保育指針が改定され、保育所でも教育をすることになっている。令和3年度は公立の保育所を中心に保育所における教育に向けた取組を実施し、親育ちや保幼小の接続にもつなげていきたいと考えている。市町村とも協議し、協力しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、地域運動部活動推進事業委託料について、執行部から、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究を、総合型地域スポーツクラブや市町村教育委員会に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、教員の働き方改革もあり、部活動を学校単位から地域に移そうという動きであることは理解するが、部活動を通じて教員と生徒の信頼関係が形成され、学級経営に非常に有効に機能するという効果もある。部活動は、主として学校の教員が担うべきではないかとの質疑がありました。

執行部からは、教員の長時間労働が問題となる中、教員の負担軽減策として研究するものである。部活動は学校の教育活動の一環として行われることもあり、過度な働き方

とならないような形で教員が顧問として指導することが基本だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、学校の部活動は、目標に向かって生徒と教員が一緒になって取り組むことにより、様々な集団的なことを学び、部活動を通じて人間形成がなされるという大きな意味合いも持っていると考えます。部活動の単位を地域に移すことにより、それらが失われることがないように取り組んでもらいたいとの要請がありました。

さらに別の委員から、地域により運動部活動を取り巻く状況は異なっている。委託事業によって、地域の子供たちに最も適したやり方を見つけてもらいたいとの意見がありました。

次に、第24号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、自転車ヘルメット着用推進事業委託料及び自転車ヘルメット着用推進事業費補助金について、執行部から、ヘルメットの購入に係る助成件数が当初の見込みを下回ったことによる減額である。今後は、新1年生に重点を置いた啓発などの取組を強化し、ヘルメット着用を一層促していくとの説明がありました。

委員から、特に高知市においてはヘルメット着用が進んでおらず、取組の実態が見えてこない。条例も制定されているが、条例の規定は努力義務に過ぎない。郡部の学校では、ヘルメット着用がルール化されており、意識的に着用している生徒は多いと思われるが、高知市内の学校においても同じようにルール化することはできないのかとの質疑がありました。

執行部から、ヘルメット着用については、条例で保護者の努力義務とされているところであり、ルール化等については、生徒・保護者の理解を得ることが大切と考えている。県立学校の中には、保護者と協議のうえ、ルール化をする動きも出てきており、県としても支援をしながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、学校側が主導権を持って指導しないと状況は変わらない。命が失われてからでは遅いので、ぜひしっかりとした取組をお願いしたいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第62号「高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、現行条例で規制対象外となっている盗撮等の卑わいな行為について、盗撮行為等の規制場所の拡充や盗撮前段行為からの規制等、現状の課題に対応するための改正であるとの説明がありました。

委員から、盗撮前段行為については、判断が難しいが、どのように見極めていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、事件の立件に当たっては、撮影機器の設置者や撮影機器を向けられた者の供述、周りの状況等を総合的に判断することになる。警察職員についても、法令の適用を誤らないよう教養研修を徹底していきたいと考えている。適正な運用により、県民の安全安心を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部であります。

高知県デジタル化推進計画案の概要について、執行部から、コロナ禍による社会構造の変化や、国の方針を踏まえるとともに、五つの基本政策におけるデジタル化の取組を一元化して進めることを盛り込むなど、現行の計画をより総合的な計画にバージョンアップするものであるとの説明がありました。

委員から、進むべき方向であることは間違いないが、県民ニーズに応えた形でやるのが重要である。また、計画に五つの基本政策の内容も盛り込み、県庁を挙げて取り組むということであれば、各部の取組状況を県議会にも報告し、それを県民や事業者が知るといふ形にするべきではないかとの質問がありました。

執行部からは、デジタル化により何がどう変わるのかを県民の皆さんに具体的に示すことが一番大切であると考えている。いろいろな機会を捉え、しっかり見ていただけるよう各部と連携して取り組んでいきたい。

計画を進めるに当たっては、現在もそれぞれの常任委員会で報告をしているところだが、総務委員会でも、他の産業分野のデジタル化も併せて報告したいとの答弁がありました。

さらに委員から、関連する部局からそれぞれの常任委員会へ報告する形をとってもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、デジタル・ディバイドの問題について、地域のインフラ整備状況による格差が生まれぬよう取り組まなければならない。光ファイバー整備などは、通信事業者の採算性の問題も絡んでくると思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。

執行部から、光ファイバーの普及率は全国平均を下回る状況にある。中山間地域を多く抱える県として、国への政策提言を引き続きやっていく。また、条件不利地域を多く抱える他の都道府県とも連携し、国への提言や対策を行っていききたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎横山委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ ちょっと1つだけ構いませんか。9ページの中ほどに、「別の委員から学校の部活動の目標に向かって生徒と教師が一緒になって取り組むことにより」、その後ですけれども、「様々な集団的なことを学び」という、ここは何かちょっと表現としてどうでしょう。

- ◎ 部活動なので集団活動みたいな意味でしょうかね。
- ◎ 様々な活動を学びというか。
- ◎ 委員がそう言っているんでしょう。
- ◎ 委員がこの言葉を使っているんですか。それはそれで行くしかないよね。

◎横山委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎横山委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《出先機関等調査について》

◎横山委員長 次に、出先機関の業務概要調査についてであります。

12月定例会でいただきました御意見をもとに、今年度調査予定であった箇所をスライドして、令和3年度の出先機関等調査の日程案を作成しましたので、お手元にお配りしております。追加の箇所としましては、5月20日に高知江の口特別支援学校の新校舎の視察を入れていきます。

それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎横山委員長 正場に復します。

それではこの日程案により、次年度の委員会へ申し送ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

ここで、委員会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。令和2年度の総務委員会の全ての審査が、今日をもって終了いたしました。これもひとえに、委員の先生方の御指導、上治副委員長のサポート、そして議会事務局の献身的な御尽力によるものと、心から感謝と敬意を表する次第であります。私としましてもこの貴重な経験を生かしまして、引き続き県勢浮揚、そして県民生活の向上のために、微力ながら汗をかいてまいる所存でございます。どうか委員の皆様方におかれましては、引き続き御自愛専一の上、変わらぬ御高配を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

結びに、御参会の皆様のみすますの御活躍を心から祈念を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎上治副委員長 私も議会議員になりまして初めての副委員長というポストをいただきまして、本当にありがとうございました。

横山委員長のもとで、様々な議会運営、この委員会運営を勉強させていただくことができ、本当にありがたく思っております。そしてまた、委員の皆さん方から、活発な意見を聞くことによって、また違った感覚で勉強をすることができました。この勉強したことを、また次の委員会、議会活動に活かしてまいりたいと思います。本当に長い間、この1年間お世話になりました。ありがとうございました。

◎横山委員長 ありがとうございました。

これで委員会を閉会いたします。

(10時18分閉会)